

議案第 3 号

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則の一部を改正する規則 の制定について

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則（平成 15 年教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

第76回国民体育大会並びに第21回全国障害者スポーツ大会の中止及び清算業務等の終了に伴い国体推進室を廃止するため、所要の改正を行う。

2. 改正内容

国体推進室に係る規定を削除する。

3. 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則の一部を改正する規則

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則（平成15年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「国体推進室」を削る。

別表国体推進室の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行										
<p>(室の設置)</p> <p>第3条 法第17条第2項の規定により事務局に次の室を置く。</p> <p>教育総務室 学校教育室 教育センター 文化生涯学習室 市民スポーツ室</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">室</th> <th style="text-align: center;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務室～市民スポーツ室</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	室	事務分掌	教育総務室～市民スポーツ室	(略)	<p>(室の設置)</p> <p>第3条 法第17条第2項の規定により事務局に次の室を置く。</p> <p>教育総務室 学校教育室 教育センター 文化生涯学習室 市民スポーツ室 <u>国体推進室</u></p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">室</th> <th style="text-align: center;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務室～市民スポーツ室</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>国体推進室</u></td> <td> 1 <u>第76回国民体育大会の開催に関すること。</u> 2 <u>第21回全国障害者スポーツ大会の開催に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	室	事務分掌	教育総務室～市民スポーツ室	(略)	<u>国体推進室</u>	1 <u>第76回国民体育大会の開催に関すること。</u> 2 <u>第21回全国障害者スポーツ大会の開催に関すること。</u>
室	事務分掌										
教育総務室～市民スポーツ室	(略)										
室	事務分掌										
教育総務室～市民スポーツ室	(略)										
<u>国体推進室</u>	1 <u>第76回国民体育大会の開催に関すること。</u> 2 <u>第21回全国障害者スポーツ大会の開催に関すること。</u>										